

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部慎太郎

被告 鳥取市

## 証拠意見書(2)

平成25年7月1日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康



被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太



原告らから平成25年4月30日付でなされた文書提出命令申立に対し、被告は下記のとおり意見を述べる。

記

### 第1 証拠調べの必要性がない

1 本申立は争点との関連性が不明瞭、又は関連性が乏しく、証拠調べの必要性が認められないことから、却下されるべきである(民事訴訟法181条1項)。以下、理由を述べる。

2 平成25年5月2日付証拠意見書によって、原告が証明しようとする事実が、下味野地区で同和減免が行われた事実、及び対象区域が旧赤池集落の区域と事実上一致することと特定された。

しかるに、本案における争点は、被告が平成23年度まで「鳥取市同和

対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱」に基づき固定資産税及び都市計画税の減免措置を実施したことの適法性であり、かかる適法性の判断に対象区域の特定は不要である。

従って、文書提出命令による証拠調べの必要性が認められない。

## 第2 文書提出義務がない

### 1 2号非該当性

原告らは、文書提出義務の原因として、民事訴訟法第220条第2号「挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき」に該当すると主張する。

同号は、挙証者が文書の所持者に対して文書の引渡請求権又は閲覧請求権を有する場合であるが、かかる請求権は私法上の請求権であって、公法上の請求権は含まれないと解するのが多数説である（大阪高裁昭和62年3月18日決定、名古屋地裁平成2年10月16日決定）。

また、当該引渡請求権又は閲覧請求権は、実体法上認められた請求権でなければならない（東京高裁昭和58年12月13日決定ほか複数）。

原告らが主張する閲覧請求権は私法上の請求権ではなく、また、租税法律主義は私法上の閲覧請求権を根拠づけるものではない。租税法律主義は新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には法律又は法律の定める条件によらなければならぬとする原則であって、誰が減免を受けれるかについてまで公にすることを要請するものではない（御府平成25年3月15日付判決（平成24年（行ウ）第3号））。

### 2 4号口該当性

原告らは、文書提出義務の原因として、民事訴訟法第220条第4号を挙げるが、対象文書は、特定の地域を指定した同和対策事業に関する文書

であり、当該文書の存否を回答するだけでその地域に同和地区があるかどうかを開示することとなり、その結果、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

鳥取県内及び鳥取市内において未だに差別が解消されていない現状においては、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった事項は、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者にとって秘密にしたいと考えるのが一般というべき事項である。

従って、対象文書に記載される内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にも秘密として保護するに値するものである。

また、原告らは本件訴訟記録一式をホームページ上に公開しており（添付書類を参照されたい。）、対象文書が提出されるや、ウェブ上において不特定多数の者の閲覧に供される蓋然性が高く、当該文書を開示することによって、特定地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれが高い。

従って、対象文書の提出によって公共の利益が害されるものである。

以上

## 鳥取ループ 同和行政の奥深くを追求します。

- [Home](#)
- [鳥取ループとは？](#)
- [コメントについて](#)
- [PGP公開鍵](#)
- [RSS](#)

## 鳥取地裁 被告第3準備書面

鳥取市が同和減免された固定資産税を徴収しなかったことの違法確認を求めた裁判の [ツイート](#)  
次回口頭弁論は7月3日13時50分です。それに向けた書面が届きました。

[鳥取市-被告第3準備書面-H250619.pdf](#)

[鳥取市-証拠説明書-H250621.pdf](#)

[鳥取市-Z11-H24\(行ウ\)6.pdf](#)

[鳥取市-Z12~16-H24\(行ウ\)6.pdf](#)

以前に裁判官から「減免しなくても固定資産税の評価額に反映させればいいのでは？」という突っ込みがありまして、これはそれに対する回答となっています。鳥取市の主張を要約すると、鳥取県の調査では同和地区では経済レベルが低い一方で、不動産鑑定士が同和地区であることを理由に評価額を上下させることはないということです。ただ、減免の主な理由は「同和地区に存在する固定資産が一般市民との間に容易に取引が行われ難い」としている一方で、「個々の取引事例における売買当事者間で同和地区であることが考慮されていることもあれば考慮されていないこともあります。」などとあります。同和地区であることが必然的に「取引価格」に反映されるわけではないとも言っていて、何が言いたいのかよく分からないことになっています。

「鳥取県の調査」については、[過去の記事をご覧ください。](#)

2013年6月27日・カテゴリー [訴訟](#)

[コメント\(4\)](#)

## 鳥取県議会で話題となった鳥取県の部落マップ

去る3月12日、鳥取県議会の本会議で、私が掲載している鳥取県内の同和地区(被差別部落)のことが話題になりましたが、[会議録を検索する](#)のが面倒という方のために、関連部分を掲載いたします。

とにかく国に働きかけて何とかしろ！ ということなのですが、事実上は同和地区的ランドマークとなっているところの隣保館に同和対策が終わった後も補助金を出して維持し続けているのは他ならぬ国です。

万が一Googleに消されても、[ikiMap](#)や[GeoCommons](#)等代替サービスがありますし、その他回避手段はいくらでも考えられるので無駄です。

プロバイダに自主規制させようとしても、日本の自主規制が海外までは及びませんし、荆冠旗っぽいものを掲げて同和団体の振りをすれば国内でやっても消されないというのは[全国部落解放協議会](#)が実証済みです。

全県を対象とする同和地区実態調査ができる理由について、人権局長が「プライバシーに関する意識が高まり」というまわりくどい説明をしていますが、要は実態調査をやると県民が調査票を個人情報開示請求することで、その応答結果が「部落民証明書」になるという法律上の裏技があるためです。個人情報の開示制度ができたのも、1つは部落解放運動団体の要請があったからですが、後先を考えずに雰囲気だけで制度を作ったために、こういう穴ができました。個人的には面白いので全県を対象とする同和地区実態調査はぜひともやって欲しいのですが。